

平成30年度 第20回庁議要旨

日時：平成31年1月22日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 医師定年年齢の見直しについて（総務部）

本市の医師定年年齢については、市立病院及び夜間急患センターに勤務する医師は65年、牡鹿病院及び各診療所に勤務する医師（歯科医師を含む）は70年としているが、高度な専門性と能力を有する経験豊富な医師は、医療機関のみならず、地域における貴重な人材であるとともに、若手医師への教育的観点からも重要な役割を担っている。

また、近隣自治体においては、医師確保の見通しが立たず診療所を休止せざるを得ない状況が発生するなど、地域における医師確保が困難な状況となっている。

貴重な医療人材を最大限活用するため、市立病院及び夜間急患センターに勤務する医師定年年齢の見直しを図るもの。

(1) 主な内容

病院、夜間急患センター及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年を年齢65年から70年に改正する。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市職員の定年等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

2 時間外勤務命令の上限設定等について（総務部）

長時間労働是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月に公布され、罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入し、原則として平成31年4月1日から施行される予定である。

国家公務員においても、平成30年8月の人事院「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことのできる上限設定等について人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月1日の適用に向け改正作業が進められているところである。

本市においても、国の制度決定原則に準拠することとし、時間外勤務命令の上限設定等を定めるもの。

(1) 主な内容

時間外勤務命令を行うことのできる上限設定等

時間外勤務については、石巻市職員時間外勤務等取扱要綱及び石巻市時間外勤務の縮減に関する基本方針により適正な運用とその縮減を図ってきたが、国の制度決定原則に準拠することとし、時間外勤務命令を行うことのできる上限等を次のとおり定めるもの。

① 上限時間（②以外の職員）

原則、1か月につき45時間かつ1年につき360時間

② 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間

1か月につき100時間かつ1年につき720時間

※他律的業務：復興事業、議会関係、法制執務、予算編成等に從事する等、業務の量や時期が部局の枠を超えて他律的に決まる比重が高い業務

③ 上限時間の特例

大規模災害等突発的な状況に対応するための緊急業務、公務の運営上真にやむを得ない場合（その処理が遅れることにより円滑な公務の運営に重大な支障を来たすおそれのある業務等）に限り、前述①又は②の上限時間を超えることができることとする。

④ 上限時間超過の事後的な検証

上限時間を超えた場合、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的な検証を実施する。

(2) 今後の予定

平成31年1月～ 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）改正

2月 市議会第1回定例会へ石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案（平成31年4月1日施行）

3月 石巻市職員時間外勤務等取扱要綱の一部を改正する訓令及び石巻市時間外勤務の縮減に関する基本方針の一部を改正する訓令の公表（平成31年4月1日施行）

3 石巻市牡鹿地域拠点エリアの指定管理者の指定について（牡鹿総合支所・産業部）

東日本大震災により、おしかホエールランドや周辺の観光商店街、航路事業所などが被災し、牡鹿地域の拠点としての機能が失われた状況となったため、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、市民団体と協働して牡鹿地域拠点エリア整備を進めてきた。

牡鹿地域拠点エリアは、おしかホエールランド、観光物産交流施設などで構成される複合的施設であり、それぞれの施設特長を活かしながらか一括して管理運営することにより、効果的・効率的な事業展開が期待できることから、指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

① 名 称 石巻市牡鹿地域拠点エリア

② 所 在 地 石巻市鮎川浜南地内

③ 施設概要 ア 観光物産交流施設 鉄骨造平屋建て：延床面積1,286㎡

イ おしかホエールランド 鉄骨造平屋建て：延床面積1,127㎡

ウ その他附帯施設

捕鯨船：1957年建造、総トン数758トン、長さ68.37m

捕鯨船前広場：13,313㎡

イベント広場：2,680㎡

多目的広場：1,441㎡

北駐車場：乗用車33台

- ④ 指定期間 平成31年9月1日から平成36年3月31日まで（4年7か月）
ただし、平成31年9月1日から平成32年3月31日までは、
「観光物産交流施設」のみを管理施設とする。
- ⑤ 選定候補者 一般社団法人 鮎川まちづくり協会
- ⑥ 選定方法 非公募
- ⑦ 選定理由 牡鹿地域拠点エリアの管理運営は、捕鯨の歴史文化の紹介、地域の魅力などの情報を発信していくために地域の状況に精通していることが求められ、また、航路事業者や飲食店などテナント入居者の利用形態や地域実情に適応した運営を考慮する必要があることから、地域に根ざし、本事業の計画段階から深く関わり、施設内容を熟知している同協会を選定するもの。

(2) 今後の予定

- 平成31年 2月 市議会第1回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の予算案について提案
- 3月 指定管理者の指定について通知
- 5月 指定管理に係る基本協定の締結
- 8月 観光物産交流施設建設工事完了
- 9月 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例施行
指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による管理運営開始（観光物産交流施設）
- 平成32年 4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による施設全域の管理運営開始

4 石巻市夜間急患センターにおける休日（昼間）の外科診療の開始について（健康部）

【次回庁議にて調整のため、後日公表】

5 産業用地整備事業特別会計の一般会計への移行について（産業部）

産業用地整備（須江産業用地、不動町産業用地）は、事業の円滑な管理運営を図るため、産業用地整備事業特別会計により実施してきたが、平成28年に産業用地の造成工事完了に伴い全面供用を開始した。

また、河川堤防や高盛土道路整備事業などの各種復興街づくり事業に伴い移転を余儀なくされた事業者をはじめとして、産業用地の分譲契約についても概ね完了している。

特別会計予算について、歳入歳出予算は土地の財産収入、維持管理費及び公債費の支出となることから、公債費残債分を一括繰上償還することにより後年度の利子支払いをなくすとともに、一般会計において土地の処分及び管理を行うもの。

(1) 主な内容

産業用地整備事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行する。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市特別会計条例の一部改正について提案
(平成31年4月1日施行)

6 石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）の拡充について（産業部）

本市では、東日本大震災の影響により被害を受けた市内中小企業者を支援するため、平成23年度に、従来から実施している石巻市中小企業融資あっせん制度を拡充して「災害関連枠」を新たに設けた。

近年、「災害関連枠」の融資実行件数は増加傾向にあり、また、限度額上限まで借受ける事業者や返済繰延べ等の条件変更を行う事業者も増加している状況にある。

本市事業者の復興は道半ばであり、更なる支援が必要であることから、石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）の拡充を図り、被災中小事業者の資金ニーズに応えるもの。

(1) 主な内容

現行の石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）を以下のとおり拡充する。

- ① 保証料補給金の引上げ（現行50%→100%）
- ② 貸付限度額の引上げ（現行1,000万円→2,000万円）

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市中小企業融資あっせん要綱の一部改正
(平成31年4月1日施行)
石巻市緊急経済対策等保証料補給事業実施要綱の一部改正
(平成31年4月1日施行)

[報告事項]

1 防犯灯維持管理等補助金交付制度の創設について（総務部）

地域ぐるみで犯罪を未然に防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりのため、町内会等が自主活動として防犯灯を設置し維持管理を行っている。

しかし、近年は町内会等に参加する住民の減少等により、町内会等の財政は厳しい状況にあり、防犯活動としての防犯灯の新規設置や経済的なLED灯への切替えも難しく、電気料金も大きな負担となっていることから、町内会等から財政的支援を求められている。

町内会等が設置する防犯灯について、LED灯の新規設置や交換、また電気料金に対する補助を行い、地域における防犯活動推進の一助とするもの。

(1) 主な内容

① 補助内容

防犯灯新規設置費補助	防犯灯交換費補助	防犯灯電気料金補助
経費の全額を補助 (1灯当たり <u>上限 60,000 円</u>)	経費の全額(ただし、2回目以降の交換については5割)を補助 (1灯当たり <u>上限 20,000 円</u>)	町内会等の直近年度の決算額における管理するすべての防犯灯の電気料金を5割補助

② 補助の対象

- ア 地域の防犯を目的として町内会等が設置し、維持管理を行う防犯灯であること。
- イ 新規設置・交換の場合は、電力柱、電信柱又は単独柱に電灯を取り付けた定額灯であること。
また、灯具はLEDで、自動点滅器を取り付けたものであること。
- ウ 新規設置の場合は、他の防犯灯等との設置間隔が概ね40m以上のもの。

(2) 今後の予定

平成31年1月 石巻市防犯灯維持管理等補助金交付要綱制定（平成31年4月1日施行）
各町内会・行政区等に文書、説明会等で周知予定

2 石巻市国民健康保険特定健康診査に係る自己負担額の見直しについて（健康部）

本市の健康課題として、「虚血性心疾患の死亡率が国、県平均よりも高い」、「40歳から64歳の働き盛りの要介護者の半数は、生活習慣病が重症化した脳血管疾患、腎不全、虚血性心疾患が原因」、「人工透析患者のうち糖尿病が占める割合が急増」、「メタボ該当者、予備群の割合が国、県平均より高い」等があげられる。

これらの課題に対応するには、生活習慣病の共通リスクとなる「高血圧」「糖尿病」「脂質異常症」の早期発見・早期治療や、重症化予防のための保健指導を充実する必要があるが、対象者を抽出するための特定健康診査受診率が低い状況にある。

特定健康診査の自己負担額を見直すことにより、受診しやすい環境を整え、受診率向上を図り、健康寿命の延伸及び医療費適正化に寄与するもの。

(1) 主な内容

① 特定健康診査自己負担額

見直し後	現 行
無料	1,800円 ※70歳以上の方、市民税非課税世帯の方（要事前申請）は無料

② 実施期日

平成31年4月から

(2) 今後の予定

平成31年2月 石巻市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画の一部改定（自己負担額）
4月～ 市報、ホームページ、マスコミ、医療機関での周知

3 放課後児童支援員の資格要件の拡充について（福祉部）

「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が位置づけられることとなった。この制度の設置により、資格要件を定める条例の基準となる「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」（以下「厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」という。）の公布により、関係規定が改正された。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準で定める放課後児童支援員の資格要件の拡充を図るもの。

(1) 主な内容

【改正内容】

放課後児童支援員の資格要件となる学校教育法の規定による大学を卒業した者の中に、今回新たに設置される「専門職大学の前期課程を修了した者」を含めるもの。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案（平成31年4月施行）

[その他]

・なし

以 上